

1. 寄 附 行 為

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本財団は、財団法人 熱帯海洋生態研究振興財団 (英文名 Establishment of Tropical Marine Ecological Research 略称「ETMER」) と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都品川区西五反田 1 丁目 2 6 番 2 号に置く。
2 本財団は、従たる事務所を沖縄県島尻郡座間味村阿嘉 1 7 9 番地に置く。

(目的)

第 3 条 本財団は、熱帯、亜熱帯海域の生態系に関する諸問題についての基礎的な調査研究、その有効利用の研究を行うこと等により、海洋科学技術の振興を図り、海洋開発の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 熱帯、亜熱帯海域の生態系に関する調査研究
- (2) 熱帯、亜熱帯海域の生態系の有効利用及び海洋開発に関する調査研究
- (3) 熱帯、亜熱帯海域の生態系の研究及び生物資源の有効利用に関する日本国内及び海外研究機関との交流
- (4) 熱帯、亜熱帯海域の講習会、セミナー等の開催を通じて行う海洋生物に関する知識の普及啓発
- (5) 熱帯、亜熱帯の海洋科学に関する機関誌の発行
- (6) 熱帯、亜熱帯海洋での調査研究活動の安全性に関する研究
- (7) その他財団の目的達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 本財団の資産は、基本財産と運用財産とする。

- 2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された資産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された資産
 - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した資産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7 条 本財団の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署もしくは銀行等への預け入れ、信託会社への信託、又は国公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。
ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決及び評議

員会の同意を経、かつ内閣総理大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又はその一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度開始前に、内閣総理大臣に届け出なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで暫定予算により、収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に内閣総理大臣に報告しなければならない。

この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(会計区分)

第13条 本財団は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に係る経費は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金)

本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第16条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第17条 本財団に、次の役員を置く。

理事 7名以上10名以内

監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を越えてはならない。

5 監事は、この法人の職員が含まれてはならない。

(職務)

- 第19条 理事長は、本財団を代表し、その業務を統括する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐して、本財団の業務を総括し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 資産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 資産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は内閣総理大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

- 第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第22条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

- 第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(開催)

- 第25条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第19条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第26条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本財団は、評議員7名以上12名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第18条第4項及び第20条並びに第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事」と及び「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第28条から第31条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」と及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」と及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第35条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第36条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の

3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又は本財団と類似の公益目的を有する法人に寄付するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

- 第37条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第38条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。ただし、他の法令によりこれに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (7) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は、永年保存とする。ただし、第5号及び第6号の書類及び帳簿は10年以上、第7号の書類及び帳簿は3年以上保存するものとする。

第8章 補 則

(細則)

- 第39条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

この寄附行為の変更規定は、内閣総理大臣の許可のあった平成12年9月13日から施行する。